

平成 22 年 12 月 20 日

各 位

古河機械金属株式会社

**第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び
コミットメント条項付第三者割当契約に関するご説明**

当社は、本日付けプレスリリース「第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」にて適時開示しておりますとおり、今般、第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約の締結を決議いたしました。本スキームの詳細につきましては当該プレスリリースをご参照いただきたく存じますが、本スキームにつきまして、下記のとおり、「Q&A」の形式にて補足説明を申し上げます。

記

- Q1. 今回本スキームによる発行を決めた理由は何ですか。
- A. 今回の資金調達には、投資資金を確保するとともに、財務基盤を強化することを目的としております。機械事業の海外展開、金属事業の鉱山権益の取得、電子化成品の新製品の事業展開について機を逸することなく達成するために相当程度纏まった投資金額を機動的に確保できる中長期的な調達プログラムを予め設定することが最適と考え、多様な調達手法の比較検討を進めてまいりました。
- 本スキームにおきましては、当社から割当先であるみずほ証券株式会社（「みずほ証券」）への行使指示により、行使数量・時期を相当程度コントロールすることが可能となり、株価の状況・資金需要も鑑みながら機動的な資金及び資本調達が可能となります。
- Q2. 第三者割当による新株予約権とは何ですか。
- A. 特定の者（今回はみずほ証券がこれに該当します。）に、新株予約権を割当ててることを指します。
- Q3. 新株予約権を第三者に割当て、その後、どのような形で資金調達を実施するのですか？
- A. 当社がみずほ証券に対し、新株予約権を行使することができる期間を 5 年、そのうち 4 年 11 ヶ月（平成 23 年 1 月 6 日から平成 27 年 12 月 5 日まで）をコミットメント期間とする行使価額修正条項付新株予約権を割当てます。割当てられたみずほ証券は、コミットメント期間中、当社からの行使指示を受けて、予め定められた条件に基づき、行使価額（行使指示のあった前日終値の 90%）による行使請求（当社株式への転換）を実施し、市場にて当社株式を売却することにより、当社に行使金額が払込まれ、当社の資本が増加する仕組みとなっております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、平成 22 年 12 月 20 日付当社プレスリリース「第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」に記載されたスキームについての当社の考え方を補足説明したものであり、当該スキームの詳細につきましては同プレスリリースをご参照ください。

Q4. 平成 23 年 1 月 5 日の新株予約権の割当日（払込期日）に当社株式 100,000,000 株が発行されるということですか。

A. 平成 23 年 1 月 5 日は新株予約権がみずほ証券に割当てられる日です。当社株式 100,000,000 株が発行され、その対価である資金が払込まれる日ではございません。割当てた新株予約権については、新株予約権を行使することができる期間中（コミットメント期間：平成 23 年 1 月 6 日から平成 27 年 12 月 5 日までの 4 年 11 ヶ月間）、当社は必要な資金額、株価及び希薄化影響等も十分に考慮したうえで、行使指示をみずほ証券にいたします。みずほ証券は予め定められた条件に基づき、行使請求を実施し、当社に行使金額が払込まれます。また、コミットメント期間終了後の 1 ヶ月間においては、予め定められた条件に基づきみずほ証券が自らの判断で行使することができます。

Q5. 本新株予約権の発行規模、及び想定調達金額はどのくらいですか。

A. 新株予約権の総数 100,000 個に対し、潜在的な最大発行株数 100,000,000 株（新株予約権 1 個に対し 1,000 株）としました。全ての新株予約権が行使されると想定した場合、最大 100,000,000 株の発行となり、当社の発行済み株式における議決権総数に対し 24.78%の希薄化が生じます。また平成 22 年 12 月 17 日終値で換算した場合、全額行使できた場合、106 億円程度の想定調達額（発行にかかる諸費用を除く。）となります。

当社の過去 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 1,483,640 株（平成 22 年 12 月 17 日終値時点）であり、十分な流動性を有していること、本新株予約権はコミットメント期間中においては当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模でなく、希薄化の規模も東京証券取引所の定めている企業行動規範に基づき合理的であると判断しております。

Q6. 行使数量はどのようにして決めるのですか。

A. 行使数量は、当社がみずほ証券に行使指示を発した日の前日までの 20 取引日又は 60 取引日における東京証券取引所が発表する当社普通株式の 1 日当たりの売買高の中央値のいずれか少ない方に 3 倍の株式数を上限（小数第 1 位を切捨て）としております。市場による出来高及び市場慣行に基づいた適切な数量の行使を実施いたします。

Q7. どのように投資家へ株式が販売されるのですか。

A. 新株予約権の行使価額は新株予約権行使の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の 90 パーセントに相当する金額に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額(70 円)を下回ることとなる場合は下限行使価額（70 円）が行使価額となります。また行使指示に際しては、下限行使価額の 140%（98 円）が行使指示可能となる最低株価となります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、平成 22 年 12 月 20 日付当社プレスリリース「第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」に記載されたスキームについての当社の考え方を補足説明したものであり、当該スキームの詳細につきましては同プレスリリースをご参照ください。

例えば、本日の東京証券取引所における当社株価の終値が 100 円で、当社がみずほ証券に行使指示を発した日の前日までの 20 取引日又は 60 取引日における東京証券取引所が発表する当社普通株式の 1 日当たりの売買高の中央値のいずれか少ない方の株式数が仮に 1,200,000 株とすると、上限となる 3 倍の 3,600,000 株に相応する予約権 3,600 個を行使指示した場合、みずほ証券は前日終値である 100 円の 10 パーセント下値の 90 円で翌日から 30 日間の間で行使請求（市場での売却を想定）を実施し、以後、毎取引日の前日終値を基準に同条件での行使となります。

- Q8. 当社は新株予約権を取得（買戻し）できるのですか、また、それはどのような条件なのですか。
- A. 当社は、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、新株予約権 1 個あたり払込価額 530 円の 120%である 636 円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- Q9. 行使価額の修正条件で東京証券取引所の終値の 90%に相当する金額に修正されるとありますが、これは妥当なものですか。
- A. 公募増資を行った場合におけるディスカウント率や、過去の類似スキームも検討した結果、適正であると考えております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、平成 22 年 12 月 20 日付当社プレスリリース「第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」に記載されたスキームについての当社の考え方を補足説明したものであり、当該スキームの詳細につきましては同プレスリリースをご参照ください。